



北上市家族介護慰労金支給事業実施要綱および北上市在宅老人日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止に伴い改正するもの。

根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

1 趣旨及び経緯

北上市家族介護慰労金支給事業実施要綱の廃止

○本事業は、介護保険法の規定に基づき、平成12年より実施してきた事業であり、要介護3から要介護5の在宅で生活する要介護者を介護し、1年間介護保険のサービスを利用しなかった家族に対して、慰労金を支給することにより、介護者の負担の軽減を図ることを目的としている。

○支給額は要介護3は5万円。要介護4～5は10万円。

○核家族や高齢者世帯の増加に伴い、家族のみでは要介護者を介護することは困難な時代となっており、要介護状態になった場合は介護保険サービスを利用しながら在宅生活を送っている高齢者が多い現状である。

○この事業の昨年度利用者は0人で、時代のニーズにあった必要なサービスとは言えず、家族の介護負担の軽減を図るためには、介護サービスの利用が最も効果的であることから事業を廃止するもの。

北上市在宅老人日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止

○本事業は、平成2年の老人福祉法の一部改正に伴い、在宅福祉サービスとして法定化された事業であり、平成3年4月より実施されてきた事業である。

○平成18年に国庫補助事業から一般財源化された事業となっている。

○対象者は概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等。

○給付種目【火災警報器・自動消火器・電磁調理器】・貸与種目【老人用電話】

○現在の利用者は老人用電話貸与中の1名のみとなっており、需要が少ない事業である。

○市内の高齢者全体で考えると時代のニーズにあった必要なサービスとは言えず、一部は代替手段の利用も可能であることから、事業を廃止するもの。

上記事業において利用する特定個人情報

○北上市家族介護慰労金支給事業
医療の保険給付の支給に関する情報

○北上市在宅老人日常生活用具給付等事業
対象者の所得に関する情報
生活保護の実施に関する情報

2 行政手続における個人番号の利用等条例の改正内容

別表第2（4条関係）の個人番号を利用できる事務から廃止する事業を削除する。

別表第2	改正前	改正後
1～3 [略]	[略]	[略]
4	在宅老人に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	削除
5・6 [略]	[略]	
7	家族介護慰労金支給事業に関する事務であって規則で定めるもの	削除
8～15 [略]	[略]	

3 施行日

令和3年4月1日